

令和8年度有機フッ素化合物残留実態調査委託業務 企画提案仕様書

1. 委託業務名

令和8年度有機フッ素化合物残留実態調査委託業務

2. 事業期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3. 事業概要・目的

県では、令和5年度及び令和6年度に県内全域のPFOS等の残留実態を把握するため、土壌、水質調査を実施したところ、水質調査では、3地点で指針値（PFOS及びPFOAの合計50ng/L）の超過が確認され、この内、浦添市の西洲3丁目地先排水函渠出口（以下、「函渠出口」という）について、県で初めて調査を実施したため汚染原因は不明であった。

また、函渠出口は、地下水・表流水等の流向における牧港補給地区の下流側（臨港道路浦添線沿い）に位置するが、同地区との関連性も不明であった。

このことから、令和6年度末から令和7年度にかけてPFOS等の汚染実態の把握のため、函渠出口を含めた牧港補給地区周辺の水質モニタリング調査、同地区及びその周辺の地形状況等に係る資料調査を実施したところ、継続して函渠出口で指針値超過が確認され、また、同函渠の排水系統で牧港補給地区内の雨水排水路と接続される地点でさらに高濃度となる指針値超過を確認した。

指針値超過について、令和7年度までの調査結果から、牧港補給地区内に汚染源が存在する可能性も考えられるが、汚染源の特定に向けて、同地区及びその周辺のPFOS等に係る使用・保管履歴、地下水汚染状況等を詳細に把握する必要がある。

本業務では、牧港補給地区周辺で検出されたPFOS等の汚染源の特定に向けて調査を実施することで、本PFOS等汚染への対策等につなげることを、及び同地区返還時の汚染状況調査や浄化対策に寄与し、円滑な跡地利用につなげることを目的とする。

4. 委託業務内容

以下の業務内容について、企画提案を行うこと。

なお、企画提案にあたっては、「令和7年度有機フッ素化合物残留実態調査業務報告書（令和8年1月）（一部抜粋）」を参考とすること。

※上記報告書の資料貸与等については、企画提案公募要領「8 参考資料の貸与」を参照すること。

（1）地下水等汚染状況調査

① ボーリング調査、観測井戸設置

牧港補給地区周辺の地下水の流向・流域及びその汚染状況を明確にするため、同地区上流側（国道58号線沿い）及び下流側で、それぞれ1地点程度の調査ボーリングを行い、ボーリング掘削孔を利用して観測井戸仕上げとすること。また、同観測井戸を用いて地下水等の採取・分析を行うとともに、自記水位計等を設置して地下水位の調査・観測を行うこと。

なお、調査地点に関しては、牧港補給地区周辺の地下水流向及び水質を把握する上

で必要な場所の優先度を検討し、予算の範囲内で設置可能数を実施する。

※必要なボーリング深度等は、「令和7年度有機フッ素化合物残留実態調査業務報告書（令和8年1月）（一部抜粋）」を参照すること。

② 調査結果のとりまとめ

牧港補給地区及びその周辺の地下水等流動・流域等の水理地質構造の把握のため、同地区及びその周辺でこれまで行われてきた水質・水系、地形・地質に係る調査結果及び上記①のボーリング調査・地質解析（柱状図、断面図作成等）、地下水位調査・解析等により得られた結果について、整理・とりまとめを行うこと。

(2) 水質モニタリング調査

① 調査地点

- 1) 牧港補給地区上流・下流側 6地点程度
- 2) 上記(1)で設置した観測井戸

② 調査頻度

- 1) 牧港補給地区下流側の調査地点においては、潮汐、降雨等の影響を把握するため、干潮・満潮時、降雨後（干潮時）に測定を行う。同地区上流側の調査地点については、下流側の調査地点の測定時と併せて1回以上実施する。
これらの条件のもと、計12検体程度の水質測定計画とすること。
- 2) 観測井戸設置地点において、計6検体程度の水質測定計画とすること

③ 分析項目

PFOS、PFOA、PFHxS 及び 6:2FTS の 4 物質

※現場での採水時には、水温、pH、EC（電気伝導度）等の基本事項も測定し、記録すること。

④ 分析方法

環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和2年5月28日付け）の付表で定める測定方法等に準じて行うこと。

⑤ その他

上記の水質モニタリング結果について、降雨、潮汐等の条件との関係を踏まえ、測定結果の傾向を整理し、PFOS等の挙動・汚染状況等をデータ分析すること。

なお、これまでに県等で実施した牧港補給地区周辺のPFOS等調査の結果も併せて整理等すること。

(3) PFOS等の使用・保管履歴詳細調査

牧港補給地区及びその周辺の施設等を対象に、PFOS等の使用・保管履歴等の詳細を、過年度までに収集した資料及び県からの提供資料等をもとに聴取調査等によりその実態を調査すること。

また、上記調査及びPFOS等の指針値超過地点等との位置関係、排水経路、水理条件等を踏まえた空間的整理を行い、汚染源候補地点の絞り込みを行うこと。

調査手法は、PFOS等の過去の使用用途、環境残留性等の特性を踏まえて、本PFOS等汚染の汚染源になり得る施設等を的確に絞り込むために効果的な内容を計画すること。

(4) 有識者への意見聴取

有識者への意見聴取日程の調整、ヒアリング・会議用資料作成、視察対応、議事作成、その他諸業務（就任依頼及び報酬・交通費の支払い、会場の調整・使用料支払い等）に係る一切の業務を行うこと。

- ① 有識者：国又は地方公共団体の有機フッ素化合物に係る専門家委員会等の就任履歴があり、地下水化学、環境動態解析、水理地質等の有識者2名程度を選定すること。
- ② 実施方法：各有識者に2回程度実施すること。この内1回は県内で実施し、必要に応じて現場視察も併せて実施すること。また、ヒアリング形式は、WEB方式、対面方式における各有識者へ訪問型、又は会議形式で実施する等、必要に応じて調整可能とする。
- ③ 聴取内容：牧港補給地区周辺で検出されるPFOS等の汚染源の特定に資する観点のもと、詳細については、事前に県と調整の上、決定すること。

(5) 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものがあるが、現在県が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与又は電子媒体として提供する。なお、受託者が資料の貸与等を受ける場合は、そのリストを作成し、県に提出し、貸与等された資料は業務完了時までに全て返却又は消去すること。

また、県以外の行政機関等が所有する可能性のある資料の収集を行う場合は、受託者は事前に県と協議し、必要に応じて県が関係機関への照会等行うものとする。

(6) 報告書の作成等

以下の①～③の報告書を作成すること。なお、作成にあたっては、県と随時調整し、その内容を踏まえて作成すること。

① 中間成果報告書

上記4(1)から(4)の調査結果を、中間成果としてとりまとめた報告書を作成し、県に当該報告書を提出すること。

なお、成果内容及び報告（提出）時期は、県と協議の上、決定することとし、提出方法は電子データ（PDF等）を担当課の電子メール等に送付することとする。

② 最終成果報告書

上記4(1)から(4)の調査結果を、最終成果としてとりまとめた報告書を作成すること。

なお、とりまとめの内容については、有識者への意見聴取等も踏まえて、科学的な知見に基づき、牧港補給地区周辺で検出されるPFOS等の汚染源の特定に資する内容を含めること。

③ 有機フッ素化合物残留実態調査報告書

最終成果報告書をもとに、本調査成果を簡潔にまとめた報告書を作成すること。

本書は、概要説明資料や公表資料等に活用することを想定する。

なお、資料作成においては、沖縄県で実施した「普天間飛行場周辺の湧水等で検出されている PFOS 等の汚染源調査」の公表資料（報告書付帯資料等）を参考とすること。

関連 URL:

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/kankyo/1004418/1028431.html>

5. 成果物

- (1) 上記4(6)②、③で作成する報告書
印刷物1部及び電子媒体を格納したCD-ROM又はDVD-ROM
- (2) その他事業の成果として沖縄県が提出を指示するもの

6. 報告書等の納入場所

沖縄県環境部環境保全課（那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁4階）

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という)は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者または第三者が権利を有する著作物等(以下「著作物」という)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8. 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の制限について

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の相手方の禁止について

本業務委託契約の企画提案参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託をしてはならない。

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の複写・製本

イ 議事録の作成、原稿・データの入力及び集計

ウ 既存資料の修正整理の補助作業

エ 簡易な測量や交通誘導警備など現場作業を安全に実施するうえで必要となる作業

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9. 一般管理費及び積算

(1) 一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

(2) 一般管理費は、次の計算式により算定すること。また、水質調査の分析費等、受託単価に一般管理費を含めている場合は、差し引いて計上するとともに、その旨を記載すること。「企画提案募集要領」も参照すること。

(3) 積算については、「企画提案募集要領」を参照すること。

【一般管理費の算定方法】

(直接人件費+直接経費-再委託費(外注費含む)(※))×10/100以内 (小数点以下切捨て)

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業者構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

[請負契約の例]

機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

10. 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は企画提案のために設定したものであり、事業執行のための業務委託仕様書は、業務委託契約前の協議において沖縄県から委託候補者に提示する。
- (2) 委託候補者選定後、企画提案内容を基本としつつ、予算や諸事情を勘案しながら、沖縄県との協議により実施内容を決定する。企画提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 本事業は国庫補助を活用して実施するものであり、受託者は、会計管理にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に業務及び会計処理を行うこと。
- (4) この他、本仕様書に記載又は定めのない事項については、沖縄県との協議により決定又は実施するものとする。